

# 契約説明書

入札順 2/5

件名	ストーブ購入
納入場所	豊田郡大崎上島町東野
入札(予定)年月日	令和7年8月26日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
納入期限	令和8年3月31日
特約事項	無
最低制限価格	無
契約保証金	要
その他	<p>・大崎上島町財務規則及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>・この物品の売買に係る契約については、仮契約締結後、大崎上島町議会の議決を得たとき本契約となるものである。</p>

# 入 札 条 件

## 1 入札保証金

大崎上島町財務規則第 98 条第 2 項の規定により、免除する。

## 2 契約保証金

次のとおり契約保証金を求める。

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。
- (3) 契約保証金は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、納入の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から契約保証金還付請求書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付さない。

## 3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

## 5 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

## 6 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 業務名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が（1）から（10）までのいずれかに該当するとき。

#### 7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をした者は、再度入札に参加できない。

#### 8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
  - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し、他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し、他の参加者が辞退し又は無効となった場合

#### 10 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

令和 7 年度

ス ト ー ブ 購 入 仕様書

事業所在地	豊田郡大崎上島町東野
事業主体名	大崎上島町総務課
地区名	豊田郡大崎上島町

## 本工事費内訳表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ストーブ購入						
1 ストーブ	トヨトミストーブ KF-10N					
		75	台			
小計						
		1	式			
消費税						
		1	式			
合計						
		1	式			